

神戸市2歳児定期預かり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園（以下「幼稚園」という）において、「一時預かり事業の実施について」（平成27年27文科初第238号・雇児発0717第11号）の別紙「一時預かり事業実施要綱」の4(3)幼稚園型Ⅱに規定する事業を実施するにあたり必要な事項を定める。

(実施場所)

第2条 幼稚園で実施すること。

(対象児童)

第3条 事業の対象児童は、満3歳未満の小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。）であつて、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものとして市に認定を受けた2歳児。ただし、受入れ時点だけではなく、受入れ期間中においても同施行規則第1条で定める事由に該当し続けていることを要件とする。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。

(設備基準及び教育・保育の内容)

第4条 本事業を実施する幼稚園は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第2号イ、ニ及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。なお、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（平成19年文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえた保育を行うよう留意すること。

(職員の配置)

第5条 本事業にかかる職員配置基準は以下のとおりとする。

- (1) 規則第36条の35第2号ロ（附則第56条第1項において読替え）及びハに基づき、幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者（以下「教育・保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を1/2以上とすること。ただし、当該幼児の処遇を行う者の中には、必ず保育士を配置すること。
- (2) 当該教育・保育従事者の数は2名を下ることはできないこと。ただし、幼稚園と一体的に事業を実施し、当該幼稚園の職員（保育士又は幼稚園教諭免許状所有者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士1名とすることができること。

(資格を有する者以外の教育・保育従事者)

第6条 資格を有する者以外の教育・保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。

- (1) 「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。
- (2) 子育ての知識と経験及び熱意を有し、ガイドラインの別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和2年3月31日までの間に修了した者とする。

(実施時間)

第7条 本事業の実施時間は以下のとおりとする。

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第34条の規定に準じ、保育時間は1日につき8時間を原則とすること。
- (2) 開所時間・開所日数については、第3条に定める対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならないこと。
- (3) 第3条に定める対象児童が幼稚園に入園した後においても、引き続き受入れが可能となるよう、保護者の就労の状況等を踏まえて、適切に預かり保育を行うこと。

(実施方法)

第8条 本事業の実施方法は以下のとおりとする。

- (1) 本事業を実施する幼稚園は、2歳児定期預かり事業開始届を市に提出すること。
- (2) あらかじめ市と相談の上、幼稚園における受入枠を設定すること。
- (3) 幼稚園は、保護者からの利用の申込みについて、受入枠の範囲では、正当な理由がなければ、これを拒んではならないこと。また、受入枠を超える申込みがあった場合には、保育の必要度の高い者から優先して受入れを行うこと。この場合において、保育の必要度が同順位の者がいるときは、それらの者のうちから、各幼稚園において公正な方法により受入れ対象者を決定することとして差し支えないが、この方法によっても、保育の必要度に応じた順位は常に優先すること。

(利用料)

第9条 幼稚園は、利用料の額を定めて利用者より徴収することができる。

(補助)

第10条 事業の円滑な実施のため、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日より適用する。